

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20240906	鯨第一交通株式会社 (法人番号 9180001051727) 代表 者梅本伸	愛知県名古屋市北区中切 町一丁目63番地	本社営業所	愛知県名古屋市北区中切 町一丁目63	輸送施設の使用停止 (130日車)及び文書警 告	旅客自動車運送事業 運輸規則第24条第1項 及び第2項	令和6年3月22日及び令和6年4月18日、監査 方針に基づいて、監査を実施。13件の違反が 認められた。(1)点呼の実施不適切(旅客自動 車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2 項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車 運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)点呼の記 録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第 24条第5項)、(4)業務の記録の記録事項不備 (旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3 項)、(5)運行記録計による記録義務違反(旅客 自動車運送事業運輸規則第26条第2項)、(6)乗 務員等台帳の作成義務違反(旅客自動車運送 事業運輸規則第37条第1項)、(7)乗務員等台帳 の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸 規則第37条第1項)、(8)運転者に対する指導監 督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 38条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38 条第1項)、(10)整備管理者の変更届出違反(旅 客自動車運送事業運輸規則第45条)、(11)運行 管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動 車運送事業運輸規則第48条の3)、(12)運行管 理者の講習受講義務違反(旅客自動車運送事 業運輸規則第48条の4第1項)、(13)運転者証の 返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措 置法第16条第2項)	13	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。